

## 金属インジウムのリスク評価について（案）

1 「インジウム及びその化合物」については、平成23年5月から6月の「化学物質のリスク評価検討会」（リスク評価検討会）のリスク評価結果を踏まえ、同年10月から11月の「化学物質の健康障害防止措置に係る検討会」（措置検討会）において、

- ① インジウム化合物については、発散抑制措置、呼吸用保護具の使用等について制度的規制が必要であること
- ② 金属インジウムについては、有害性に関する情報が不足しているため、今後の調査研究の進展を待ち、必要な措置を講じること

また、金属インジウムの溶融を行う作業については、酸化インジウムの粉じんが発散するおそれがあることから、上記①と同様の措置をとることが必要であることという結論を得たところ。

2 上記の措置検討会の議論の過程においては、金属インジウムについて、継続して労働者の健康障害リスクの検討が必要であることが指摘されているところ。

また、金属インジウムの溶融を行う作業を対象とする規制の検討過程においては、「インジウム合金について、インジウム含有量がどの程度の場合、又はどの程度の使用量等の場合に規制の対象とするか」を判断するための情報が不足している。

3 このようなことから、24年度に

- ① 金属インジウムの溶融、研磨等を行う事業場について、労働者のばく露濃度等を調査するとともに
- ② 関係機関に、血清中のインジウム及び間質性肺炎のバイオマーカー（KL-6）の測定について、協力を依頼し、

その結果をもとに、25年春にリスク評価検討会において金属インジウムに係るリスク評価を実施する。

この結果を踏まえ、金属インジウムの溶融作業における健康障害防止措置の詳細を検討することとし、必要に応じ、措置検討会において金属インジウムの研磨作業等に係る健康障害防止措置を検討することとする。

4 なお、

- ① インジウム化合物の健康障害防止措置については、本年中に制度の公布・施行を行うことを予定し、
- ② インジウムのインゴットの鋳造作業や、金属インジウムを用いてインジウム・すず酸化物（ITO）のボンディング（接着）を行う作業については、上記①の制度の公布又は施行時に、健康障害防止措置について通達等で指導を行う。